

日米軍事同盟と売春取締地方条例

ふじめ
藤目 ゆき

はじめに

近年日本では、第二次大戦後の占領下及び日米安保体制下における米軍性暴力についての研究が進んでいる。2001年11月には京都において「東アジアの軍事基地と女性」を主題に女性史交流会が開催され、韓国や沖縄、静岡、伊丹、岩国、日出生台からの報告が行われた¹。また草の根の地域女性史研究の交流の場として28年の歴史を誇る「全国女性史交流の集い」においても、1998年の第7回（神奈川県）の集いを契機に大戦後の米軍性暴力を女性史上の重要問題と位置づける視点が確立し、2003年の第9回（新潟県）の集いではこの課題を女性史研究の重要な柱として全国各地の地域女性史サークルが協力して取り組むことが提案された。この流れの中で2005年の第10回（奈良県）の集いにおいても「軍事基地と性暴力」に関する分科会が開かれ、神奈川、新潟、佐世保、静岡、奈良からの報告が行われている。沖縄からの参加者をはじめ会場からの発言も相次ぎ、活発な討論がくりひろげられた²。このような米軍性暴力に関する研究がさらに前進することを念願して、本稿は、売春防止法の公布までに全国で制定された売春取締地方条例と日米軍事同盟との関係をとりあげている。

売春防止法が公布されて今年でちょうど半世紀が経つが、1990年代半ばまで日本の女性史研究では、売春を禁止した同法を高く評価し、同法の制定過程を「公娼制度廃止と女性解放」に向かう進歩の過

¹ 平井和子「米軍基地と『買売春』—御殿場の場合」（『女性学』Vol.5、1997年12月、120-147頁）、「米軍基地買売春と反『売春』運動—御殿場の場合」（『女性史学』2001年、1-14頁）、「日本占領を『性』で見直す」（『日本史研究』2004年、107-130頁）、「米軍と地域／性—占領期の東富士演習場の事例を中心に」（『戦争責任研究』45、2004年秋季号、10-17頁）、藤目ゆき『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から優生保護法・売春防止法体制へ—』不二出版、1997年、315-342頁、「冷戦体制形成期の米軍と性暴力」（『女性・戦争・人権』第二号、行路社、1999年、116-138頁）、「占領・安保・性暴力」（石月静恵・藪田貫編『女性史を学ぶ人のために』世界思想社、1999年、106-128頁）、「女性国際戦犯法廷に参加して」（『日本史研究』第468号、2001年、55-77頁）、『東アジア冷戦とジェンダー』（2001-2002年度科学研究費補助金(C)研究成果報告書、2002年）、「日本のフェミニズムと性売買問題—軍事主義と売春禁止主義の結合—」（英語版は『SSJJ』2006年4月、pp.33-50、日本語版は『女性・戦争・人権』第8号、2006年刊行予定）、茶園敏美「映画『狂宴』にみるおんなたちの声—奈良RRセンター周辺の場合」（『待兼山論叢』33、1999年、49-64頁）、「映画『狂宴』にみるRRセンター周辺のおんなたち」（『女性・戦争・人権』3、2000年、208-215頁）、「語り尽くされること／了解されてしまうこと—「パンパン」という表象」（『女性学年報』23、2002年、90-107頁）、「おんなたちを管理する法制度—花柳病予防法特例から性病予防法まで」（『大阪大学日本学報』24、2005年3月、45-61頁）、影山澄江「基地に生きる女性たち—横浜・横須賀の基地と買売春」（『史の会研究誌』第4号、5-47頁）、田中はるみ「奈良RRセンターと地域住民—朝鮮戦争下の在日国連軍基地をめぐる—」（大阪国際平和研究所紀要『戦争と平和』Vol.10、2002年3月、43-64頁）、海保洋子「米軍基地チトセの売買春の実態と住民の動向—売春防止法施行以前を中心に—」（『女性史研究ほっかいどう』創刊号、2003年、37-54頁）など。

² 『「軍事基地と女性」集い報告集』同編集委員会編集発行、2002年3月、山本真理「東アジアの軍事基地と女性—歴史と現在を問う」『女性・戦争・人権』第5号、2002年、158-164頁。

³ 全国女性史交流の集い、神奈川、新潟、『第10回全国女性史交流の集い in 奈良』ついで実行委員会編集発行、2005年9月

程と描くのが常識であった。その見方によれば、戦後日本はGHQの娼娼令により「公娼制度は廃止」されたものの、その後も「私娼の黙認」が続けられており、これに反対する娼娼運動団体・女性団体・女性国会議員らが女性の人権擁護の立場から売春を禁じる法律の制定運動を展開し、女性たちの団結の成果として売春防止法が勝ち取られた、ということになる。そこでは占領米軍はもっぱら「娼娼令」の布告者・民主化と女性解放の運び手として登場するだけであり、米国の対日占領政策の転換や日米安保体制の成立が日本の売春制度の再編成に与えたインパクトや売春禁止主義のもつ抑圧性は全く無視されていた。売春防止法は、早くから女性史上の重要テーマと認識されながらも、日米軍事同盟との関係で考察される課題ではなかったのである⁴。

近年、米軍性暴力に関する各地の地域研究が発展するにつれて各地のRAAや米軍基地周辺の売買春の実態が掘り起こされるようになってきたものの、当該地域の条例を全国的な文脈の中において分析する視点が確立しているとはいえず、しかも禁止主義的な評価の枠組みはなお牢固である⁵。売春防止法制定過程に関する藤野豊氏の優れた著作においても、条例に対する米軍の示唆や介入は分析対象になっていない⁶。

そこで本稿は、先行研究や自治体史・都道府県警察史・地方議会史などの二次資料とともに地方議会議事録などの一次資料を用いて売春取締地方条例の全体像を示し、条例の総体が米軍の日本占領及び日米安保体制の確立に密接不可分に結びついていることを検証する。売春取締地方条例に光をあてることで、これまで隠蔽されていた売春防止法と日米軍事同盟の結びつきが明らかになるだろう。

第1章 売春取締地方条例の始まり

第一節 売春取締地方条例制定の前史

売春取締地方条例は、日本政府が同年GHQの示唆を受けて国会に提出した売春等処罰法案が流産したために地方政府が採った代替措置である。そこで本節では、条例制定の前史として、1948年までにGHQが売春制度改革にどのように関与してきたかを概説する。

GHQは占領当初から占領軍人の買春を前提として、日本政府や地方自治体に売春女性の性病管理を徹底させることに強い関心を寄せていた。占領軍は進駐直後から日本の為政者に買売春施設の紹介を求め、自ら買売春地区に洗浄消毒所を設置する一方、日本政府に売春と性病をめぐる法律の強化を要求した。これを受けて1945年12月には戦前から存在した「花柳病予防法」を強化する厚生省令「花柳病予防法特例」が制定され、接客業従事者に対する性病検診制度が厳格化された。1946年2月には前月にGHQが布告した公娼制度廃止令を受けて、それまでに日本の公娼制度を規定していた貸座敷・娼妓取締規則が廃止された。だが現実には、GHQの支持の下に旧公娼地区は名称を変更しただけで温存され、そこでは自主的検診の名目で性病検診が続けられた。

これらの集娼地区では公権力による統制管理が容易であったのに反して、戦後激増した「街娼」、「バンバン」、「闇の女」などと呼ばれた女性たちの性病管理は至難であった。そこで占領軍と日本

⁴ 売春防止法をめぐる研究史については、前掲拙稿『性の歴史学』11-47頁及び「女性史研究と性暴力パラダイム」大越愛子・志水紀代子・持田季未子・井桁蒼・藤目ゆき『フェミニズムの展開—ジェンダー・クリティックの可能性』白澤社、197-225頁）参照。

⁵ 宮城県／みやぎの女性史研究会編『みやぎの女性史』河北新報社、279-282頁、東京女性財団『都民女性の戦後50年—通史』1997年、前掲海保論文など。

⁶ 藤野豊『性の国家管理—買売春の近現代史』不二出版、2001年

政府は、彼女たちを性病の感染源とみなし、全国で「狩り込み」、「パンパン狩り」、「キャッチ」などと俗称される売春容疑者の街頭における一斉検挙、強制検診、強制治療を追求するようになった。それまで集娼地区で行われてきた性病検診の実態はそれ自身が残忍な性暴力であったが、敗戦後、この暴力は占領軍の示唆によって街頭に拡大されたのである⁷。

当初、「狩り込み」を正当化する国内法は、「密売淫」の取締を規定する警察犯処罰令(1908年)と行政執行法(1900年)であった。これら二つの法律によって、警察は「密売淫」容疑者の家宅捜索や逮捕や拘留が令状や裁判なしに実行でき、当該行政官庁は「密売淫」常習者とされる者に対して健康診断と入院治療を強制することができた。貸座敷・娼妓取締規則によって売買春を統制下に置いた大日本帝国政府は、国家の統制外で行われる「密売淫」をこれら二法によって厳格に排除していたのである。

ところが占領下、警察制度改革によって警察犯処罰令が1948年5月、旧行政執行法が翌6月に廃止され、「密売淫」に対する摘発、臨検、強制的検診、強制治療のための根拠法は消失することになった。「狩り込み」による街娼排除を続けるためには、失われた二法に替わって「密売淫」を取り締まる新たな法律が必要であった。とはいえ「密売淫」とは「公認売淫」の表裏の概念であるから、公娼制度が建前上廃止された新時代には「公認売淫」が名目的に否定されており、論理上、「密売淫」も存在しない。したがって提唱された新しい法律は「密売淫」取締法ではなく、売春一般の取締法となった。が、そのターゲットが実際には売春女性一般ではなく、公権力の統制に服さず定期的性病検診を受診しない「密売淫」の女性たち、すなわち街娼たちであったことは明らかである。当時GHQが売春を禁止する法律の制定を日本政府に強く求めた理由はここにあった。

1948年日本政府はGHQの買売春取締要請を受けて、売春等処罰法案と性病予防法案を第二回国会に提出した。売春等処罰法案は、「売春行為」を性道徳を破壊し善良な風俗を乱し性病を蔓延させる反社会的行為として禁止するもので、売春防止法の原型である。仮にこれが通過していれば、「売春」は犯罪であり、犯罪容疑者である街娼を逮捕・拘束する法的根拠となり得た。性病予防法は前述の「花柳病予防法特例」をより体系的にしたもので、対象を接客業従事者から一般市民に拡大し、都道府県知事が売春常習容疑者に性病検診を命じる権限、性病者に治療と入院を命じる権限を与えている。この二法を併せて適用すれば、街娼を逮捕し、さらに性病検診・入院・治療を強制することができる。ところが性病予防法が成立した一方、売春等処罰法案は審議未了となった。性病予防法は確かに売春常習容疑者への検診と治療を命じる権限を都道府県知事に与えたが、その強制力がどこまで認められるかには疑問の余地があった⁸。「売春」を犯罪として禁じる法律がなければ、街娼の逮捕と拘束には限界がある。売春等処罰法案の不成立は、街娼排除を追求する上で大きな挫折であった。

かくして売春等処罰法案が審議未了になった直後から、同法案と類似する内容の地方条例が全国の地方自治体で続々と制定されてゆくことになるのである。

第二節 宮城県の条例

1948年7月6日、宮城県は「売淫等の取締に関する条例」を制定した。全国60余りに上る売春取締地方条例の最初である。

宮城県は東北地方の中心県であり、戦前から重要な軍事的役割を担っていた。敗戦後、宮城県には

⁷ 米国の売春禁止主義政策の起源は第一次大戦時の軍隊保護策「アメリカン・プラン」である。それが日本占領下においても米国の性政策を基礎づけていた。その目的は売春を社会からなくしたり売春から女性を解放したりすることではなく、売春の非合法化によって売春女性と性病の管理統制を容易にし、統制のきかない「危険な売買春」がもたらす性病から軍人を護ることにあった。前掲「日本のフェミニズムと性売買問題」参照

⁸ 法務府『昭和二十五年法務総裁意見年報』1951年、535-542頁

一万名にのぼる占領軍が進駐、仙台には先ず第14軍団司令部、46年4月以後は関東以北の占領を統括する第9軍団司令部が置かれ、連合国対日占領の中核都市と位置づけられた⁹。その中で占領軍人を顧客とする売春は急激に増加していった。占領軍買売春の始まりは、内務省の司令を受けて県が用意したRAA施設—占領軍性的慰安施設である。仙台市内では小田原の貸座敷11軒（娼妓55名）、東八幡町にある私娼料理屋11軒（酌婦22名）が占領軍用に改造され、小田原中江南の元東京第一陸軍造兵所挺身隊寮跡にはダンスホール（慰安婦100名）が開店した。また県は、塩釜市の私娼料理屋22軒（酌婦76名）、石巻市の私娼料理屋（酌婦30名）の各組合、さらに岩沼、船岡、古川、鳴子など占領軍の駐屯地や出入りの多い各地で買売春業者などを督励し、占領軍慰安施設の強化を図った¹⁰。ところが翌46年性病問題を懸念した占領軍がRAA関連施設に対する兵士立入禁止措置（オフリミッツ）を布いた結果、職を失った女性の多くが街娼となった。また占領側の需要が多いことから他県から流入して占領軍人相手の売春に従事する女性も多く、宮城県内には多数の街娼がいたのである。

こうした状況の中で宮城県軍政府は性病管理に強い関心を示し、宮城県当局が街娼に対する摘発と管理を徹底化するよう強い圧力をかけた。これに応じて県内各地で「狩り込み」が実施され、1947年の一年間で仙台北署は売春容疑で484人（延べ1462人）の女性を検挙し、そのうち32%が性病感染者と認められ仙台市立診療所に強制収容されている¹¹。軍政府は1948年1月元旦に街娼の放逐こそが「性病の厳選と原因を駆逐する第一歩」であり「性病予防のために市民たちは支援協力しなければならない」とのアナウンスを出し、性病診療研究所・公衆衛生臨床診療及び病院施設の徹底、血液検査の実施などを呼びかけている¹²。宮城県における売春取締条例は、占領軍と県当局がこのように実施してきた街娼排除政策の延長線上に制定されたのである。

宮城県における条例制定過程の実態は、次のようであった。

1948年7月3日、県知事の名で宮城県議会（6月定例会追加議案）に「売淫等の取締に関する条例」が提案された。「売淫」を「報酬を受け又は報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交をすること」と定義し、「売淫をした者又はその相手方」に罰金又は拘留の処罰を定めるものである。この条例案が提出される経緯は、県の「民政教育衛生総務警察合同常任委員会会議録」（1948年7月5日）に記録されている。この会議で古野秀雄衛生部長が次のように発言している。

「事の起こりは本月頭初知事と県警察長、市警察長と私の四名が九軍団に呼ばれ、九軍団の意響として花柳病予防の見地より是非とも何らかの方策をとれと云う事で具体的方法について種々協議した結果、軍団側より一方法として米国では取締条例を出しているが之も一策ではないかといふ意見が出たので、良く協議する旨を述べ参考として米国の条例をもらって来たのである。以後の経過は県議会議長より話された通りであり、九軍団の意響としては是非この条例を通してもらいたい事と思料せられるのである。それで本問題に関しては非常に関心を持って居り、議会の動きは逐一報告せよという厳命であり、現在までの経過を報告している。以上述べた通りで頭初よりこちらから出すという意志ではなかったのである事をご承知願いたい。しかし一度条例を出すということに決定すれば私としては出す意志はある事を付け加えたい。」

ここには、第九軍団が知事をはじめ宮城県行政のトップリーダーたちを召喚し、米国で施行している条例までも用意して、性病対策としての売春取締条例の制定を強く要求したこと、宮城県側はすぐ

⁹ 仙台市史編さん委員会編集『仙台市史 特別編4 市民生活』仙台市、1997年、324-235頁

¹⁰ 宮城県警察史編さん委員会『宮城県警察史第二巻』宮城県警察本部、1972年、26頁

¹¹ 『河北新報』1948年1月24日

¹² 『河北新報』1948年1月1日

さま第九軍団の要求に応じて条例案を議会に出し、第九軍団の命令に従って議会の動向を報告していたという経緯が明らかにされている。古野衛生部長は第九軍団による召喚の日付を明示していないが、「本月初」といえば議会への提案までに一日か二日しかかかっていない。

このように占領軍の命令で条例が制定されることに関して、宮城県側に全く葛藤や抵抗がなかったとは思われない。民政教育衛生総務警察合同委員会の場で県議会の古参議員である菊池委員が、冒頭、「重大問題であるのでこの条令を提案致すに到った真相を執行部側より具体的に腹藏ないところを聴取して審査の参考にしたいので秘密会にしてはどうか」と発言していることは、その表出であろう。すなわち占領軍の命令で条例案が議会に上程されたという「真相」は秘匿すべきだとの感覚を菊池委員は抱いたのである。菊池委員は「執行部側も真相を話す上にお手具合の悪い事があるのではないかと、秘密会を希望する旨を再三発言したが、結局、只木県議会議長の判断で秘密会にしないことに決まり、古野衛生部長の前述の発言が議事録に残った。菊池委員はその後、「審議に当たってはいやしくも他から強いられることがあってはならない」と発言している。

審議過程で条例内容に関する反対は出なかった。社会党の佐藤議員が憲法違反になるような誤った運用をしないようにと要望を述べた他、逐条審議の中で幾つかの字句訂正が行われたのみで原案が承認された。最後に施行期日の延期を菊池委員が提案したが、古野衛生部長が「第九軍団としては一日も早く施行されることを望んでいるので、このままでも実際問題としては相当遅れるので原案で適当であると思う」と述べ、沼田警察長もこれに同調した。こうして同条例は第九軍団の要求に従って制定されることになったのである。

第2章 朝鮮戦争の勃発と売春取締地方条例

第1節 売春取締地方条例の急増

表(1)と表(2)に示すように、宮城県条例制定以後の約2年間に制定された条例は新潟県、東京都、別府市、群馬県の4条例に留まるのに対して、1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発して以後、全国各地で条例を制定する自治体が急増する。

朝鮮戦争勃発2日後にあたる6月27日、「中野村風俗並売淫等取締条例」が制定された。中野村はもとは農耕と漁業で暮らす小さな山村であった。が、1949年6月、旧日本軍の北富士演習場が米軍のキャンプとして指定され、乏しい耕地は更に狭められ、村に売春女性が多数流入するようになり、住民3000人台の村に1950年には売春女性200人～300人、やがて夏の最盛期には300～400人が集中するという、典型的な「基地の村」であった¹⁸。中野村条例は、村が売春常習容疑者に性病検診を受けさせることができること、検診の場所は村が指定し公示するこ

売春取締地方条例

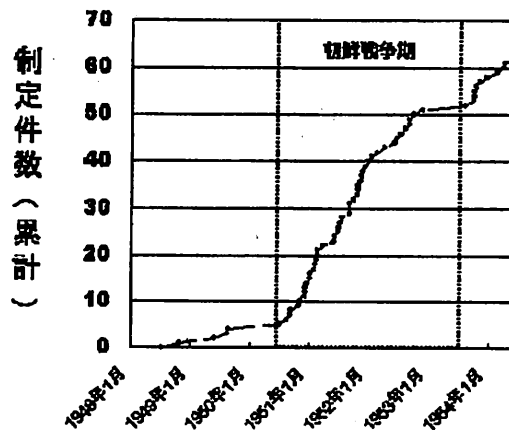


表1: 売春取締地方条例制定件数 (累計)

¹⁸ 猪俣浩三他編『基地日本』和光社、1953年、116-125頁

	年月日	都道府県市町村	条例名称	取締項目
1	7月10日	宮城 県	売淫等の取締に関する条例	①②③④⑤⑥
2	10月28日	新潟 県	新潟県売淫等処罰に関する条例	①②④⑤⑥
3	1949 5月31日	東京 都	売淫等取締条例(50.12.28改正)	①②③④⑤
4	8月20日	別府 市	街頭における売春勧誘等の取締条例	③④⑤
5	8月23日	群馬 県	売淫等取締条例	①②④⑤⑥
6	1950 6月27日	山梨 県	山梨県中野村売淫及び風紀取締条例	
7	8月14日	広島 県	売淫等取締条例	③④⑤⑥
8	9月7日	埼玉 県	売淫等取締条例	①②③④⑤⑥
9	9月10日	埼玉 県	売淫等取締条例	①②③④⑤⑥
10	10月25日	大宮 市	大宮市売淫取締条例	①③④⑤⑥
11	11月1日	香川 県	香川縣善通寺町売春取締条例	①②④⑤⑥
12	12月1日	大阪 市	街頭等における売春勧誘行為等の取締条例	③④⑦
13	12月4日	横浜 市	横浜市長風紀取締条例(51.10.1改正)	①②③④⑤
14	12月8日	佐世 保 市	佐世保市長風紀取締条例(50.12.28改正)	③④⑤
15	12月15日	甲府 市	風俗保安条例	③④
16	1951 1月1日	香川 県	香川縣端岡村売春取締条例	①②④⑤⑥
17	1月2日	埼玉 県	売淫等取締条例(52.7.15改正)	①③④⑤⑥
18	1月25日	豊中 市	風紀取締条例(1953.10.1改正)	①②③④⑤⑦
19	2月2日	兵庫 県	川西市街頭等における売春勧誘行為等の取締条例	③④
20	2月6日	福岡 県	芦屋町風紀取締条例	①③
21	2月14日	奈良 県	街頭等における売春勧誘行為等の取締条例	③④
22	2月18日	札幌 市	札幌市長風紀取締条例(53.2.17改正)	①③④⑤
23	3月20日	栃木 県	街頭その他における売淫等の取締に関する条例	③④⑤⑦
24	5月28日	神戸 市	売淫等取締条例	③④⑤⑦
25	6月3日	岩手 県	売淫等取締条例	③④⑤
26	6月21日	北海道	千歳町風紀取締条例(53.9.9改正)	③④⑤
27	7月1日	長野 県	長野県井沢町風紀取締条例	①②③④⑤
28	7月4日	東京 市	道徳等における売春勧誘取締条例	③④⑦
29	7月16日	小倉 市	小倉市長風紀取締条例	①②③④⑤
30	8月31日	津久 見 市	街頭における売春勧誘等の取締条例	①②③④
31	9月2日	清水 市	清水市道徳等における売春勧誘等取締条例	③④⑤⑦
32	9月4日	富士 市	富士市田原町風俗保安条例	③④
33	9月29日	西宮 市	売淫等取締条例	①③④⑤⑥⑦
34	10月18日	岐阜 県	岐阜県和自村風紀取締条例	①②③④⑦
35	10月23日	福岡 県	福岡市長風紀取締条例	③④⑤
36	10月26日	福岡 県	福岡市長風紀取締条例	③④⑤
37	11月8日	熊本 市	「風紀取締条例」制定	③④
38	11月15日	青森 県	青森県大沢町売淫及び風紀取締条例(1954.12.19改正)	①②③④⑤⑥
39	11月23日	焼津 市	道徳等における売春勧誘行為等取締条例	③④⑤⑦
40	12月1日	小樽 市	小樽市長風紀取締条例	③④⑤
41	12月21日	横須賀 市	風紀取締条例	①③④⑤
42	1952 1月10日	福岡 県	福岡市長風紀取締条例	③④⑤⑦
43	2月12日	尼崎 市	尼崎市長例第四号	①③④⑤⑥⑦
44	4月1日	姫路 市	売淫等取締条例	③④⑤⑦
45	5月31日	京都 市	風紀取締条例	③④⑤⑦
46	6月13日	山梨 県	山梨県風俗保安条例	①②③④⑤
47	7月8日	加古川 市	加古川市長例第一三号	③④⑤⑦
48	8月1日	鎌倉 市	鎌倉市長風紀取締条例	①③④⑤
49	8月29日	佐賀 県	佐賀県風紀取締条例	③④⑤⑦
50	9月1日	八戸 市	街頭取締条例	③④⑤
51	9月27日	青森 県	青森県市川村街頭取締条例	①③④⑤
52	11月14日	市川 市	売淫等取締条例	①②③④⑤⑥
53	1953 8月4日	岡山 市	売淫等取締条例	③④⑤⑦
54	9月24日	守口 市	売淫等取締行為等取締条例	③④⑤⑦
55	10月2日	八尾 市	風紀取締条例	③④⑦
56	10月3日	岐阜 県	岐阜県売淫勧誘行為等取締条例	③④
57	10月13日	静岡 県	静岡県売淫取締条例	③④⑤
58	11月5日	東京都	福生町風紀取締条例	①⑤⑥
59	12月21日	東京都	砂川村風紀取締条例	①⑤⑥
60	1954 2月15日	池田 市	池田市長風紀取締条例	③④⑤⑦
61	3月26日	茅ヶ崎 市	風紀取締条例	①②③④⑤
62	4月1日	川崎 市	川崎市長風紀取締条例	①②③④⑤⑦
63	6月1日	防府 市	防府市長風紀取締条例	③④⑤⑦
64	1955 11月25日	守山 市	守山市長風紀取締条例	

(注) 取締項目の内容 ①売淫行為 ②買淫行為 ③娼館の勧誘行為 ④売淫勧誘の勧誘行為 ⑤場所提供
 ⑥特殊関係を利用して売淫をさせる行為、⑦性交類似行為
 改正された条例は改正後の項目を示す。なお内容が重複できないものは空白とした
 (出典) 労働省編「売淫に関する法令 改定案」(1955年)
 藤野景「性の国家管理」(2001年)

表2：各地方条例の制定年月日および内容

と、売春女性は検診及び治療証の公布を受け、常時これを携行し、当該官吏の請求に応じて呈示することなどを規定するもので、「米軍に接近し、その物資又はそれに関係するすべての物を所持売買及び之に代るべき行為を慎まなければならない」（第9条）、「米軍に友交的な交わりは之を許容するもその指示又は占領の目的に違反する行為があつてはならない」（第10条）といった条文に表出しているように、米軍の利益に即して売春女性の行為を制限しようとするものであった¹⁴。

朝鮮戦争開戦半年以内に10の自治体が条例を制定し、その後停戦までにさらに42の条例が制定されている。米軍買春地域は占領の始まりとともに占領軍の駐屯する全国各地に形成されてゆくが、朝鮮戦争下には米軍買春の激増を背景に性病統制の徹底化を要求する米軍からの干渉が強まり、それが各地の売買春取り締まり条例統出につながったのである。朝鮮戦争開戦後に条例を制定したことが確認できる地方自治体のうち、村制を敷くものが5、町政を敷くものが9と、全体の約4分の1を占める。これらは当時「基地の町」、「基地の村」として全国に知られていた町村であった。

朝鮮戦争開戦に前後して出された性病検診強制に関する法務府の意見書が、条例制定の流れをさらに加速したと考えられる。性病予防法単独で街娼に性病検診をどこまで強制できるかには解釈の幅があった。そのため厚生省は1950年5月12日付けで、都道府県知事が性病予防法に基づいて売淫常習容疑者に健康診断を命じるに当たって「その命令書を交付する吏員と即時同行すべきことを命ずることができるか」との照会を法務府に行っている。同年10月30日付けの法務府による法制意見は、「現行性病予防法の下では、できないものと解する」というものであった。都道府県は受診命令を出すことはできるが、別の法律が制定されない限り、本人の意思に反して強制するための実力行使はできないという公式見解を公表したのである¹⁵。

第2節 占領軍のための売春取締地方条例——埼玉県内の諸条例から

朝鮮戦争時代に条例を制定した自治体の中から、米軍の示唆と議会の対応が自治体議事録にすこぶる露骨に記録されている埼玉県の事例をとりあげよう。

1950年9月7日・10日に埼玉県南東部に位置して隣り合う朝霞町（現朝霞市）・大和町（現和光市）が相次いで「売いん等取締条例」を制定した。町制をとる自治体としては、全国最初の条例であった。両町の境に位置する朝霞キャンプは朝鮮戦争当時米軍の補給地として将兵の数が多く、川越街道をはさんで米軍の大兵舎が約4キロにわたって設置されていた。米兵のための歓楽街が川越街道沿いに形成され、両町には多くの街娼が集まった。実は、埼玉県では占領軍の要請に基づき1949年10月の県会に知事が条例案を提出したが、審議未了で継続審議の状態であった。そこで県内で米兵相手の街娼が最も集中していた両町が、県に先んじて条例を制定することになったのである¹⁶。

埼玉県で朝霞町に続いて大宮市（現さいたま市）が条例を制定したが、同市の条例の特色は、売春を「外国人を相手とし報酬を受け又は受ける約束で性交すること」（第1条）と、外国人相手と限定して定義した点である。田村廣助警察長は大宮市議会で「朝霞の憲兵隊長からお話がありまして、本案を上程するようなわけ」で、「進駐軍関係の予防、性病の予防、撲滅ということに、重点を置いてくれというお話がありましたので、立案にかかった」と、朝霞憲兵隊の命令で条例案を作成したことを告白している。田村警察長自身も、条例を「外国人」に限定することへの違和感を隠さず、次のように説明した。条例を「外国人」と限定するのは「変」で、誤解されるような気がする。だが「本来の

¹⁴ 労働省婦人少年局『売春に関する法令一改訂版』1955年、29-31頁

¹⁵ 註(8)に同じ

¹⁶ 埼玉県警察史編さん委員会『埼玉県警察史第2巻』埼玉県警察本部、1977年、963-968頁

考え方はさきさまの話がかようなわけなので、外国人という文字を消して全ての売春を対象に取り締まる考えはない。こうした条例ができれば従来の法律以上に売春の取締りはやりやすいから、「私としては、いわゆる了解事項として、さきさまがこういうご命令のもとに私どもに取締りをしてよいというならば、了解事項として、朝霞の条例と同じ様なやり方でやっていくことがむしろきれいではないかと考えるのだが、私どもから考えると、外国人という文字そのものがあえてどうこうということにもなりますまい。その点、いちおうお酌み取りのうえ、とくと事情はご賢察の上、審議願いたい（傍点は筆者による）¹⁷。

こうした説明を「やむをえない」と容認する議員もいたが、「自治体の議会が外国人を対象としてやる場合に、ただ外国人だけの性病予防を骨子に考えてそれで決めるというようなことは、これは、共産党では私はありませんが、非常に議会の権威を考えなければならぬ」、「当然、日本人の性病予防ということも考えなければならぬ」と難色を示す議員もいた。だが他ならぬ警察長自身がその反対意見に同感を表明し、難色を示した議員の「考え方」で取り締まりを行うとの希望を述べ、結局「外国人」に限定するというすこぶる異例の条文は残された¹⁸。宮城県議会と同様、大宮市議会においても、自治体議会が占領軍の命令に従って占領軍の利益のための条例を制定するというあり方に対する葛藤や抵抗がありつつ、占領軍の意向に従って問題を決着させたのである。

このような決着がはかられた理由として、占領軍への屈従のみならず、女性の人権が軽視されていたという事実もまた看過できない。外国人への限定が「変」だと自覚されながら、条文からその文字が消去されなかった理由は、売春一般を禁止することに対する強い抵抗、換言すれば強い売春必要論・公娼制度擁護論が議会内に存在したからだと推察できる。ある大宮市議は「日本の軍その他の関係で、適当なはげ口を準備されておった」、「私どもが外地にいった関係でいえば、男ばかりで、ほかに大した楽しみもないということはいいことはやらないということが実状」という自身の外地経験を語り、朝霞憲兵隊の主旨が性病予防ということなので心配ないと思うが、条例制定で性的なはげ口を塞ぐことにならないか、と危惧を述べている¹⁹。この発言からも、占領軍への屈従という側面と同時に、軍には売春女性が必要だという当時一般的であった日本人男性の意識が窺える。

同じことは、埼玉県条例審議にもあてはまる。1951年1月に制定された県条例は、占領軍の示唆に従って議会に提案されてから制定までに一年以上かかっている。当初の条例案では「売春」は外国人への限定はなかったが、後に外国人に限定する案へと修正され、ようやく県議会を通過したのである²⁰。占領解除後の52年7月の条例改正で外国人への限定が削除されるのだが、それを審議した県議会の場合も、江部頭一議員が「街娼のみならず特殊飲食店のものを取り締まるということはないか。総務部長が警察隊長と了解しているというが、この了解が後任者に伝わるか」を確かめ、特殊飲食店に取締りが及ばないように要望する発言をしている²¹。すなわち、街娼の取り締まりはかまわないが特殊飲食店まで取り締まり対象になっては困る、という公娼制度擁護の要望である。

これらから見て取れるのは、占領軍の命令に背くことはできないが禁圧対象は占領軍相手の街娼に限定し、日本人対象の集娼地区は残したいという思惑である。大宮市と埼玉県の当局と議会は、内部に葛藤や抵抗を抱えながら、占領軍の命令で占領軍のための条例を制定するという植民地的従属を露呈する見苦しさ避けるよりも、「外国人」という限定を残すことで集娼地区を守ることを選んだといえる。占領軍からの強制に対する抵抗はあっても、軍人に安全な買春を保証するために公的な統制外にいる売春女性を病原菌と見なし犯罪者扱いすることについては、占領軍と日本側の間に異論がな

¹⁷ 「昭和二十五年埼玉県大宮市議会十月定例会会録」40-43頁

¹⁸ 同前43-50頁

¹⁹ 同前47-48頁

²⁰ 『第七十三回埼玉県議会会録 第六巻第三号』147-150頁

²¹ 埼玉県議会編集発行『埼玉県議会史』第3巻、1974年、560頁

かったといえよう。

第3節 日本再軍備と地方条例——善通寺町の事例から

朝鮮戦争の勃発で日本再軍備への道が歩み出されたことは、よく知られている。本節は、米軍の同盟軍を建設する第一歩として創設された国家警察予備隊が地方条例制定の契機になった事例として、香川県善通寺町（現善通寺市）の条例をとりあげる。

朝鮮戦争勃発直後、朝鮮半島に出動する米軍の穴埋めをさせるため、マッカーサーは日本政府に国家警察予備隊75000人の創設を命じた。日本政府は8月10日ポツダム政令として警察予備隊令を公布、即日施行し、隊員を急募した。組織編成が急がれるなかで7月、香川県知事増原恵吉が参考幹部要員として設立準備委員に就任し、さらに警察予備隊本部長官に就任のため香川県知事を依願退職（歴代香川県知事調）、8月同長官に正式に任命された。9月6日には警察予備隊四国駐屯地が善通寺町旧山砲隊跡に決定している²²。香川県善通寺町と警察予備隊はこのように創設時から強いつながりがあった。

善通寺町は大日本帝国時代、四国屈指の軍都であった。1896年四国全域を管区とする第11師団が新編されるにあたって善通寺町に師団司令部の設置が決定し、98年初代師団長に乃木希典が就任して開庁した。師団司令部の設置に伴って地域に遊郭を新設する動きが起こり、開庁と前後して香川県は善通寺村砂里裏を貸座敷免許区に指定している²³。

以下、善通寺議会議事録から条例制定審議を見よう。警察予備隊1000名の配備が日程にのぼる状況の中、遠山町長は10月の町議会において「現在の本町の情勢から見て、やむをえない」と、売春取締条例の制定を提案した。これに対し、議場から「予備隊が誘致されたから適切な条例と思って当局が出されたのか、もしくは国家又は県全般に行うための指示によってやったのか」との質問が出た。警察署長は次のように答えている。

「その筋から出せという指示によって出したのではありません。現在六大都市では出している。高松も最近可決するといふ事を聞いています。本条例を提案しましたのは、街の声もありましたのと、予備隊の中で既に街のこうした女と接触したものと云う噂がある。もう一つは一〇〇〇名が四〇〇〇名になると云う声があるので、ゼスチュアールと云ふたらおかしいが、進駐軍に対しても出しておいたら良いのではないかと考えまして、提案した次第です。現在ある法規は花柳病取締法だけです。新聞記事で病の女を挙げたのが出ますが事実は条例がないと出来ないのであって犯罪の捜査中そえものとしてあがるのです。」

「その筋」からの指示は否定されているが、この答弁にも占領軍への配慮が見える。また町議会審議をみると、善通寺町でも主眼は街娼の排除による軍人の性病予防であり、公娼制度擁護論が支配的だったことが分かる。平石議員は「登録している女性は監督している」ので問題はないが、「闇の女」の流入増大による「病毒感染」を恐れる。その取り締まりが条例の本旨と思う、と「闇の女」の厳重な監督指導を要望した。他方、原議員は「予備隊が誘致されている事でも非常に適切な方法ではあると思う」が、「女というものが街の発展というのに効果的であるから、花柳病の蔓延に主をおいてもらう。この狙いは花柳病にあると思う。本案は適切な案ではあるが、痛し痒しという感がする。本町の発展のためなるべく街の発展を疎外しないよう、あんまり締め付けない様ねがう」と述べ、遠山町長はそれを「充分了解している」と答えている。

²² 香川県編集発行『香川県史別編Ⅱ 年表』1991年、450頁

²³ 井上俊夫「四国講演旅行」<http://www.vega.oc.jp/~toshio/index.html>

善通寺町は前述のように第11師団司令部の設置とともに砂古裏遊郭がつくられた歴史があり、軍人が性的慰安を求めることを当然視し、そこから町が利益を得ることを肯定する風潮があった。議事録にも、議員や当局が警察予備隊を迎えるにあたって公娼地区の設定を暗黙の了解事項とし、砂古裏遊郭のあった西山地域を警察予備隊用の買売春地区と想定している様子がみえる。例えば塩田議員は、他所でも一定の買売春地区を設置しつつあることにふれ、盛時には1000名の売春女性がいた米軍駐屯地帯・各務ヶ原では特定の買売春地域を区切って警察署長がうまく指導監督し、米軍もこれを黙視していると、そうする事も一案ではないかと提案している。また川崎議員は、善通寺町には1000名の隊員を受け入れる遊興施設が不足しているため、今後相当数の「オアシス」を造り、「女を増やさなければいかんと思う」と言い、出入りの激しい街娼の取締りと警察署が業者に法を周知するよう要望している。警察署長はこれらの提言に同調し、「私の狙いは、悪質者、浮浪者を対象にしたい。決して西山から頼まれて本案を出したのではない。予備隊員の中で偶々外部で病気をもらった事実があっても私のほうはこういう条例を出して取り締まっているが、取締りを行っても手抜かりが無いこともないのであるからと言って弁明できるというへらこい（ずるい——筆者註）気持ちも一面あるわけです。署としてはあくまで無責任な行為者を対象としてやるつもりです」と述べている。

かくして条例が制定され、集娼地区は残された。1956年10月15日の時点で善通寺市には特殊飲食店9件、売春女性20名が登録されている²⁴。

第3章 朝鮮戦争下の軍事基地と地方条例

第1節 朝鮮戦争下の九州北部

朝鮮戦争時代、朝鮮半島の直近に位置する九州北部は米軍の広域基地の様相を呈していた。長崎県佐世保市、福岡県芦屋町、小倉市、福岡県和白村、福岡県、佐賀県など九州北部の自治体が次々に売春取締条例を制定したのは、これらの諸地域が朝鮮戦争の前進基地となったために米軍買売春と性病が蔓延し、売春女性管理が厳格化したからである。

先ず佐世保市を見よう。同市の条例制定は、占領軍の上陸禁止措置による圧力が直接の契機であった。占領軍は朝鮮戦争が勃発すると旧日本海軍の重要拠点であった佐世保港の施設の大部分を接收し、韓国への出兵作戦と軍需補給の用に当て、国連軍佐世保地区司令部を設置した。開戦前は1000名ほどであった街娼は50年10月に約8000人と激増し、開戦から半年ほどで国連軍将兵を相手にする商売が活気づき、リンクは20台から1500台に、タクシー社は一社から七社に、土産物店、キャバレー、ダンスホール、レストラン、ピヤホール、旅館なども数倍から数十倍に膨張した。性病感染者も倍増し、50年秋以降は月平均400～500名、51年に入ると一ヶ月792名の患者が保健所で確認された²⁵。占領軍は佐世保市に対して街娼の取締りを強く求め、ついに水兵の上陸禁止措置を採った。すでに特需によって巨額を得ていた佐世保市の商業関係者にとって、この措置は痛打であった。1950年12月8日に召集された臨時市会に約100名の傍聴人が集まる中、市長は条例を作らねばならぬ羽目に立ち至ったのは遺憾だが風紀上の問題と性病の問題があるため仕方がない、「その筋に置いても、この問題に非常に関心を持って居られ、しばしば県当局と市及び占領軍当局と、この性病問題について、会して度々対策を考え」ており、今後も占領軍と佐世保市側とで相談し処置を講じてゆきたい、と語った。堀正夫議員は

²⁴ 香川県警察史編集委員会『香川県警察史』香川県警察本部、1989年53頁

²⁵ 『佐世保市史』51、340～342頁、前掲『基地日本』196～198頁

単刀直入に、「占領軍で、こういう条例を作らねばいかぬということをいったということを新聞情報では聞いておりますが、この取締条例が出来た暁には占領軍の上陸禁止が解けるものかどうか」と質問した。市長は明確な返答は避けながら、「上陸禁止になったことは佐世保市のため非常に不利であり、損害であります。一日も速やかに禁止を解いてもらうよう折衝に努力しており」、「私どもは自主的にあらゆる手段を通じて、上陸禁止を解いてもらうよう努力したいという主旨であります」と答えている²⁶。

福岡県内の諸条例も朝鮮戦争との関係は明白である。福岡県で真っ先に条例を制定した芦屋町は、米第五空軍の極東最大の空輸基地たる芦屋基地が置かれた町である。50年9月同基地に米輸送航空群が到着し、極東空軍の航空輸送総司令部が置かれ、朝鮮戦争下には兵員や弾薬、食料などの物資が24時間体制で朝鮮半島に送られていた。停戦までの三年間に同基地を舞台に兵員300万人が空輸された。朝鮮戦争前、小さな飲食店が13軒しかなかった芦屋町には開戦直後の二ヶ月で売春女性の「ハウス」400軒、キャバレーなど24軒にふくれあがったという²⁷。和白村（現福岡市東区）もまた、博多キャンプを抱える「基地の村」であった。敗戦時東洋一の国際空港といわれた同村の雁の巣飛行場は占領軍に接收され、朝鮮戦争が勃発すると第一線の米軍基地として使用されていた²⁸。また小倉市（現北九州市）は、敗戦直後占領軍に「慰安所」を請求され北方の元皇軍慰安所に占領軍用慰安施設を開設したという経験があったが、朝鮮戦争が勃発すると小倉は補給基地となり、特需景気が現出して売買春が蔓延した²⁹。『昭和二十六年小倉市議会速記録 六ノ三』（6月30日）によれば、同市でも性病予防法に基づく強制性病検診が行われており、売春女性は一週間に一回の検診が義務づけられ、感染していなければカードを交付され、感染していれば入院・治療が強いられていた。だが「最近占領軍などのお話によっても本市における売春婦の横行は、実に目に余るものがあり」、「性病も増加の一途をたどっており」として、1951年6月、条例が議会に提案された。条例には売春の「相手方になったもの」への処罰規定があった。だが西井議員の「進駐軍人であった場合に、日本警察が取り締まるだけの力を有しておるか」という質問に対して、松永公安委員長は「相手方」とは実際には「日本人なり三国人であります。占領軍軍人軍属は日本に裁判権がありませんために逮捕する訳にゆきません」と返答している。

福岡県が条例を制定したのは1952年になってからであった。県の条例が県内の軍事拠点たる市町村に遅れた経緯は、埼玉県との例と類似している。福岡県は米軍博多キャンプMP司令官の請求を受けて51年12月8日に議会へ条例案を提出し、制定を急いだ。ところが県議会で、県原案では街娼のみならず特殊飲食店街から芸妓まで拘束することにつながるの反対意見が出てまともならず、施行期日を交付の日から半年後に延ばすこと、また「規定中『専ら売春を行う者』の中には、風俗営業取締法に規定により許可を得た業者の従業府を含まないと解する」という付帯条件をつけることでようやく修正可決した³⁰。ここでも公娼制度に固執する議員たちの抵抗で条例の制定が遅延したということである。

第二節 朝鮮戦争下の本州及び北海道

北部九州以外の米軍基地を擁する自治体でも、朝鮮戦争下に次々に条例が制定されている。視線を九州から東へ移しながら、各地の状況を概観しよう。

²⁶ 佐世保市議会議事録及び『佐世保市議会月報』第15号、1950年12月30日

²⁷ 福岡県警察史編さん委員会『福岡県警察史』福岡県警察本部、1993年、845頁、『朝日新聞』1996年9月21日

²⁸ 前掲『福岡県警察史』504-509頁

²⁹ 『北九州市史 近代・現代 行政・社会』709、728-729

³⁰ 福岡県女性史編纂委員会『光をかざす女たち—福岡県女性のあゆみ』西日本新聞社、1998年、284-285頁、福岡県議会議事録（1951年、福岡県議会事務局所蔵、頁記載なし）

山口県の岩国基地は朝鮮への出撃拠点となり、軍の移駐に伴って基地周辺に街娼が急増した。岩国市の条例は1950年10月頃から考慮されており、翌51年6月の市議会で条例案が可決された。市議会では公娼制度擁護論者からの質問に対して、警察署長が旧来の集娼地区は対象ではなく、あくまで街娼取締が主眼であることを説明し、「占領軍当局からずっと以前からこの取り締まりについて私共に対して非常に強硬な取締りの申し出があった」こと、朝鮮戦争前は豪州軍憲兵隊の嚴重な取り締まりで街娼が問題にならなかったが戦争勃発に伴い米軍が進駐して以来相当街娼が流入したという経過、「最初は米軍もやかましくいわなかったが、最近非常に女の問題がやかましくなり何とかせねばならん様な話があって」条例案を提出したという経緯を述べている⁸¹。

関西における最大の米軍拠点は兵庫県と大阪府の境にある伊丹基地であった。兵庫県内では三市一町が占領下に条例を制定したが、その最初が伊丹基地と隣接する川西町（現川西市）であったことは偶然ではあるまい。同じく伊丹基地に隣接し蛍池地区が米兵歓楽街と化した大阪府豊中市が川西町とほぼ同時に条例を公布していることから、その関係が推察できる。

神奈川県で最初に条例を制定したのは、当時街娼が6000人ともいわれた横浜市であった。横浜市議会で警察本部長小林正基が行った答弁は、条例制定と占領軍の関わり方の経緯をよく示している。小林によれば、当初「パンパンの取り締まり」は占領軍当局の命令と指示に基づいて行っていたが、1948年の性病予防法制定後は「日本政府の執行に関与しない」という「建前」から占領軍の「指令」が下りなくなったため取り締まりが困難になった。すると占領軍当局は、大阪府が軽犯罪法、道路交通取締令、警察官等職務執行法などと各種法律の継ぎはぎをして取り締まっている例を挙げて、「一番パンパンの存在している横浜」も取り締まりを遂行するように「示唆といえますか、勧告といえますか、要請」を行った。そこで横浜市は大阪にならって既存の法律を継ぎ接ぎし、「進駐軍当局の要望しておりますように、性病の予防ということに主眼を置きまして」、何らかの理由をつけてまず連行し、売淫常習者だと判断すると県衛生部の係官が知事の検診命令を発し、県の病院で検診、診療をするという方法で取締を行った。だが法務府がそういう方法が憲法違反だという見解を出し、非常に苦慮していた。そこに宮城県をはじめ各県で次々と条例が制定され、取り締まりが合理的かつ有効に行われ、条例を制定して取り締まりを行えば「憲法違反のそしりもまぬがれ」ということで法的根拠になる条例を提案したというのである。ここには占領軍が一貫して横浜市に圧力をかけていたこと、公権力による人権蹂躞行為が憲法違反とそしられなくする便宜のために売春を禁止する条例がつくられたということが語られているのである⁸²。

東北地方で目立つのは航空基地が置かれた青森県大三沢町（現三沢市）である。同町は、米軍の占領と基地拡張によって人口が急増し町制を布くにいたった「基地の町」である。「青森県の上海」とも呼ばれ、街娼は数百人にのぼり、50年中の上北郡内の日本人性病患者は480人、うち大三沢町居住者が389人（81%）を占めていたという⁸³。条例制定の背後に米軍からの圧力があったことは、これを可決した1951年11月14日の町議会議事録からも明白である。審議の冒頭、町長は「進駐軍の意向もありまして」、速かに性病問題の対策を採るため町長、渉外委員長、警察署長らが、米軍憲兵司令官と相談を重ね、条例案を提出した経過を説明している。続いて渉外委員長は、軍より呼び出しを受けて性病患者が増えた関係上対策を講じるよう要求され、「軍より外出を禁止する処置をとるかも判らないとの話」が出たことを報告している。すなわちオブリミッツを布告するという脅迫である。米軍の上陸禁止措置による圧力から条例を制定した佐世保市と同様、大三沢町もこの脅威にすくみあがった。オブリミッツを駆使することは米軍が基地の地元にも圧力をかける常套手段であった。審議過程では「条

⁸¹ 岩国市議会緊急臨時会議事録（岩国市議会事務局所蔵、頁記載なし）

⁸² 横浜市長第八回定例会議録 第十七号 1950年11月30日、48-49頁、55頁

⁸³ 青森県警察史編纂委員会『青森県警察史』下巻、1977年、1041～1049頁、西村嘉編『三沢市史』三沢市、1988年、214～215頁、234～235頁

例を真面目に執行した場合は人権蹂躪の線に入る」との危惧や、条例制定で強制キャッチが可能になり人権侵害につながる憂慮も出されたが、結局全員一致で原案通りに可決された⁸⁴。経済的に基地に依存している大三沢町にとって、米軍の意向に添う条例を制定することは避けがたいことであった。

最後に北海道を見よう。51年3月に札幌市、6月に千歳町が街娼行為を取り締まる条例を制定する。農林業を営む静かな町だった千歳町は占領下「基地の町」に変貌していた。朝鮮戦争が勃発すると防空戦闘隊基地となり、51年4月町人口に匹敵する大規模部隊、オクラホマ第45州兵師団約20000人が進駐すると多数の売春女性が流入し、性病管理の徹底が追及されたのである。千歳町の条例は、同月千歳基地を視察したリッジウェイGHQ最高司令官が州兵師団の性病を憂慮し、GHQを通じて外務省に勧告すると同時に北海道庁に「風紀取締の徹底化」「性病の予防措置」「性病者の治療」の三カ条を嚴重に要求したことから大至急制定したものであった。条例制定からまもなく、米軍当局と千歳警察署の肝いりで「チトセ陸会」が組織されている。所属女性は定期検診を受け検診カードを公布され、米軍はカードを持たない女と接触しないように勧告、カードは実質的に売春免許証と機能した⁸⁵。米軍は性病から守るために、新たな公娼制度を作ったのである。

第4章 安保体制下の売春取締条例

朝鮮戦争を背景に1951年9月、日米安全保障条約とサンフランシスコ講話条約が調印された。本章では両条約が発効する1952年4月28日以後の地方条例について考察する。

第一節 日米安保体制の成立と売春管理の強化

講和条約の発効で占領は解かれたが、安保条約で米軍駐留の無期限継続が保証されたため米軍買売春も継続し、各地の基地周辺ではより徹底した売春管理が日米協同で追求されるようになった。講話発効以後新たに制定された条例は20、取り締まりを強めるために改正された条例が5にのぼる。表2が示す通り、条例制定の第二の波が寄せたのは朝鮮戦争停戦直後の約一年間であった。朝鮮戦争開戦後とぎれなく続いていた条例制定の流れは52年11月でいったん止まり、翌年8月までの約9ヶ月間は一つの条例も制定されていない。だが、停戦後の米軍再編過程で再び条例が次々に制定されるようになるのである。

第二の波が高まる契機は、1953年6月16日の日米合同委員会で駐留軍施設周辺の「風紀問題対策」に関して「関係地方への地方連絡協議会を設置」、「売春性的犯罪の取締強化」、「駐留軍による立入禁止の設置」などの合意が成立したことであった。米軍駐留地で日米当局間の意志疎通をはかるために「地方連絡協議会」を設置し、その下で「売春並びにこれに伴う犯罪」の取締を強め、日本側の取締が効を奏さなければ現地駐留軍が駐留軍要員の立入禁止の地域又は建造物を指定する、という合意である。日米合同委員会の決定に基づいて日本政府は同月中、関係各省次官名で北海道や大阪府など33都道府県に対して「駐留軍施設周辺の風紀対策に関する件」を通達、米軍側もまた総司令官から地方司令官に対してこれを通達した⁸⁶。かくして「地方連絡協議会」が各地で新設されることになり、労働省が1954年に実施した調査によれば、戦後新たに発生した集娼地域20の内15までが、地域により多

⁸⁴ 大三沢町町議会議事録、三沢市立図書館所蔵、4-11頁

⁸⁵ 海保前掲論文、47-49頁

⁸⁶ 労働省婦人少年局編集発行『売春に関する資料——改訂版——』7、33-35頁、加藤一明『豊中市議会史』記述編、豊中市議会、1990年、523頁

少名称が異なるが日米地方連絡協議会を持ち、「一般衛生、性病予防、風紀肅正」のために定期的あるいは随時に現地米軍司令部と連絡をとっている。正式な協議会がない地域においても、日米当局間で非公式に毎月1回、日本側10名、米軍側7名が定例会を開き問題を協議していたり、日本警察とMPが月に数回、打ち合わせ会を開いて取締面を協議し、毎夜MP2、警察1の割合でパトロールをしていたり、米海軍病院の担当士官と業者組合の代表者が常に連絡をとり、協力して性病取締を行っている等、それぞれ何らかの方法を講じている⁸⁷。占領下にも自治体と現地米軍司令部が売買春・性病対策をめぐる接触していた事実は既述の通りだが、日米合同委員会が公然と恒常的な協議体の設置と立入禁止措置をふくむ取り締まりの強化を決定しこれを各自治体に通達したことで米軍買売春を日米両政府の協同で取り締まることがフォーマライズされ、安保条約に基づく日米合同委員会「風紀問題対策」に関する地方連絡協議会という枠組みの下で米軍から自治体への売買春問題に対する介入や圧力は制度化されたのである。

この時期の条例の新設や改正の事例を伊丹基地周辺自治体から見てみよう。

豊中市では次官通牒「駐留軍施設周辺の風紀対策に関する件」が大阪府にも発せられたため53年7月に特別委員会を設置し、街娼の取締に限定された従来の条例を改め、売春を禁止し、場所提供の禁止や周旋行為などへの罰則を強化する条例を新設した。この間に日米地方連絡協議会が発足し、豊中市の特別委員会は駐留米軍司令官の意向を確かめるため、同協議会に「基地の風紀問題に関する伺い書」を提出している。売春禁止の法的措置や「善良なる家庭の婦女子」への危害防止措置などを「伺い」、米軍の協力を求めるもので、伊丹航空基地部隊司令官は10月7日開催の日米地方連絡協議会でこれに回答し、「売淫禁止の法律を公布施行することが最大重要事」であり、「良家の婦女はかかる法律の施行によって影響を受けない」と断言、売淫禁止法律成立後に同法違反が疑われる淫売宿やホテルに対して「急襲臨検」を実施することをも勧奨し、「この種の急襲臨検は、民間当局が行うこと。ただし、軍人が関連する場合には、相当数の空軍並びに海兵隊、憲兵を利用して差支えない」と米軍の協力を約束した。また売春施設に対してはオフリミツ措置をとることを宣言している⁸⁸。豊中市と同じく伊丹基地に接する池田市でも、同時期に条例に向けて協議が始まった。豊中市同様に売春を禁止するか否かをめぐる議論が長引き、結局翌54年2月に街娼や場所提供のみを処罰する条例を制定している⁸⁹。

八尾市の条例は、上程にあたり、公安委員会が「旧大正飛行場に突如として駐留軍が駐留するということになりました」ので提案する条例であると説明し、条例文にはないが条例の目的は駐留軍であって売春一般の取締という意図ではない、と断っている。公安委員会と市長による経緯説明によれば、八尾市は敗戦後米軍に接收されていた大正飛行場の払い下げをかねてから政府に陳情していたが、53年8月一方的に行政協定に基づく米軍の再使用が通告された。使用開始前日の8月13日に伊丹飛行場の方と八尾へ来ている隊長が来て、「明日から使用する」と告げる一方的な告知であった。八尾市では伊丹市で日米協議会が設定されたのにならぬ、大阪府を通じて交渉し、9月半ばに八尾市の市長と市会議長、隣接する志紀村・柏原村の各村長と議会の長の6人が米軍側ミッチナー隊長以下6人と初会合を開いた。この協議の結果、各地の条例を参考に作られた条例案が9月30日に市議会で可決された⁹⁰。このように講和発効後にも日米安保条約を背景に地域には植民地的従属状態が続いたのである。八尾市議会では田中穂積議員がこれについて、「結局これは日本の婦人だけが取り締まられるものであって、

⁸⁷ 労働省婦人少年局編集発行『(婦人関係シリーズ 調査資料No16)戦後新たに発生した集娼地域における売春の実情』1955年、4頁

⁸⁸ 前掲『豊中市議会史』519-527頁

⁸⁹ 池田市議会臨時市会議事録、1954年2月15日、頁記載なし

⁹⁰ 「昭和二十八年九月二日八尾市議会(定例会)会議録」26-29頁、「昭和二十八年九月三十日八尾市議会(定例会第二日)会議録」175-195頁
八尾市議会議事録

いわゆる相手方はまったく何らの罪科も受けない。結局これは明らかに、まさに植民地的な法令である」と遺憾を表し、日米行政協定が改訂され双方の行為が取り締まられることを期待すると述べている⁴¹。

なお、本節では紙幅の都合上伊丹基地周辺のみ取り上げたが、この時期に条例を制定した岐阜県、静岡県、東京都福生町、同砂川町、神奈川県茅ヶ崎市、同川崎市、防府市のいずれもが米軍基地を抱える自治体である。これら各地においてもオフリミッツが条例の制定を促す契機となった⁴²。

第2節 売春禁止主義の内面化

このような諸条例が、占領が解除された講話発効以後にも米軍の要請に応じて続々と制定された理由は何か。前節で述べたように、日米安保条約に基づく政治的圧力とオフリミッツという経済的圧力を理由に挙げることができる。だが政治や経済という外的圧力ばかりが各地に条例を生み出したのではない。米国流の売春禁止主義とその政策が敗戦後の日本社会にしたいに浸透し、「進歩的」な人々の心をとらえ内面化していったという側面をも見過ごすことはできない。本節でこの問題を考察しよう。

講和発効後最初に条例を可決した京都市の議会で、木俣茂雄議員は占領下に制定された一連の売春取締条例を全面的に批判した⁴³。木俣議員は米日の関係性についても次のように述べている。

「他府県、他都市の同様条例を作りました経緯を調べて見ますと、大部分は当時の占領軍当局の示唆もしくは勸告、注意というものによるところが多いのであります。とくに横須賀市の如きは同地区海兵隊司令官の一片の厳達に慌てふためいて作っておるのであります。強権に対しては羊の如き日本の官僚が、外国人の一喝に震え上ってデッチ上げた弱い者いじめの制度であることは公安条例と大体同様であります。占領下の国辱的束縛からわれわれは速やかに解放されなくちゃならぬ。「もはや不要となった外国の押しつけ条例をわざわざ制定せんとするが如きは時代逆行も甚だしいものではないかと私は思う。」⁴⁴

だが当時、このような批判的見解は異例であった。講和発効後の条例審議過程で表れたのは、占領期と変わらない自治体の屈従ぶりのみならず、「売春禁止」こそ正義であり善であるという米国由来の禁止主義が地方の進歩勢力にも定着しつつあったことである。

占領下に制定された条例は、知事や市町村長が議会に提案し、「保守的」な公娼制度存続派が取締対象を外国人相手の売春や売春勧誘行為に限定したり、文面はさておき実際には「了解事項」と「運用の妙」によって集娼地区は温存するとの言質を得たりすることによって、しぶしぶこれを受け入れるというケースが多かった。だが講和条約の調印前後から、自治体議会録のなかにも売春を禁じる条例を積極的に要望する「進歩的」な議員や市民の声が登場してくる。1951年の熊本市議会では川辺ミチ議員が、取り締まりを街娼に限らず売春全体を禁止し両罰主義を採るべきであるとの発言をしている⁴⁵。1952年の鎌倉市条例や1953年の市川市条例の制定の背景には、女性団体や市民による条例請求運動があった⁴⁶。同年の豊中市における条例改正も、伊丹基地司令部からの示唆ばかりでなく、売春禁止

⁴¹ 「昭和二十八年九月三十日八尾市議会（定例会第二日）会議録」194頁

⁴² 岐阜県、静岡県、東京都福生町、同砂川町、神奈川県茅ヶ崎市、同川崎市、防府市

⁴³ 「昭和二十七年京都市会（定例会）会議録第三号」五月二四日、70-87頁、同五月三〇日、167-177頁

⁴⁴ 同前五月三〇日、174頁

⁴⁵ 熊本市議会議事録、1951年10月30日、98-100頁

⁴⁶ 『鎌倉市議会史 記述編』309-309頁、市川市「十一月市議会臨時会会議録」1952年11月21日、1-98頁

を求める市民運動を背景とした飯田シズエ議員らの活躍があつて可決されたものであつた⁴⁷。池田市の条例審議過程でも、取締対象を街娼に限りたい理事会に対して市民と革新派の議員たちが徹底した売春禁止を求めていた⁴⁸。同年静岡県が条例を設けた背景にも、静岡県婦人団体連絡会による前年からの強力な条例請求運動があつた⁴⁹。守口市の条例は、異例なことに議員提案であつた。同市に新しい特殊飲食店街が生まれつつあるなかで女性団体やPTAから反対運動が起き、これを背景に条例案が出たのである⁵⁰。市当局は審議過程の9月17日大阪地検に、大阪市や豊中市の条例創案に当たったト部節男検事を訪ね、助言を求めた。ト部検事は売春を禁じる条例の制定に消極的であり、「全国の都市でもボツボツこの種条例（売春行為を禁じる条例—筆者註）ができていますが、これは貴方方のお考えで決めるべき問題であり、我々の容喙すべき事柄ではない。しかしこれを見て受ける感じは守口にもアメリカ人がいるのかなというふうに感じます」⁵¹と皮肉ともとれる返答をしている。この返答には、各地で売春禁止条例をおしつけてきた米軍やそれと同様の条例を希望する日本人へのト部検事の反感が垣間見える。

積極的に売春禁止条例を求める地方の声は、講和発効以後の売春禁止法制定運動の高揚を反映していた。戦前から娼婦運動を担ってきたキリスト教関係者や市民的女性運動の活動家たちは1952年6月「基地風紀問題」に取り組む「純潔問題中央委員会」（同年12月「売春処罰法制定推進委員会」と改称）を結成し、売春行為を禁止し処罰する法律の制定運動を推進していった。1953年中には3月に議員立法として「売春等処罰法案」が提出され（審議未了）、11月には超党派で法制定を目指す衆議院婦人議員団も結成された。この運動において常に礼賛されたのが、米国が第一次大戦を契機に採用した「アメリカン・プラン」、つまり性病から軍隊を保護するために売春を禁止し、売春容疑で膨大な数の女性を検挙したという禁止主義政策である。当時の「進歩的」勢力にあつて、米国の禁止主義が「危険な売買春」から米軍人を護り「より安全な買春」を実現するものであることを見抜く視点は欠けていた。逆に、米国の禁止主義を賞賛し、日本国内に「売春禁止」を確立させることこそが民主化であり社会進歩であると考えられた⁵²。

その論理は1953年2月27日の参議院本会議における社会党の藤原道子の発言にもよく表れている。彼女は基地売買春に関する米国側の責任を問う一方で、「売笑婦を許さないという規定を設け」「逮捕されました私娼は一万五千名に上つた」アメリカン・プランに特に言及し、「母に代つて青年の純潔と健康と墮落から青年を守つた米軍をこそ、信頼し、期待していた」が、「この期待はみごとに裏切られました」という論法で、米軍の乗行を非難するのである。そして米軍当局が日本では売春が合法だと本国議会に報告したことについて、日本の多くの自治体に売春禁止条例があるにもかかわらず「売春国である旨を世界に向つて闡明」したのは不当だと訴えた⁵³。この論理において「売春禁止」は疑いの余地ない正義であり、禁止主義が内包する抑圧性には省察がない。諸地方条例が米軍の示唆によって制定され抑圧的に機能してきた事実は無視されている。米国の禁止主義に対する共感を基礎に日本駐留米軍の売春への寛容さを非難し、日本にも売春禁止条例があることを強調するのである。

こうした売春禁止主義は基地売買春や特殊飲食店街の新設に対する地方市民の売春排斥意識と結び

⁴⁷ 樽美政恵・森一女による飯田しづえのインタビュー、1999年。（財）大阪府男女協働社会づくり財団企画・製作『大阪おんな自分流・扉を開けた8人の肖像⑥飯田しづえ』2003年

⁴⁸ 池田市議会臨時市会会議録、1954年2月15日、頁記載なし

⁴⁹ 平井前掲論文、2001年、8-12頁

⁵⁰ 守口市議会「常任財政総務警察消防合同委員会記録」1953年7月20日、同年8月12日、同9月14日、同9月21日。

⁵¹ 守口市議会事務局所蔵資料『「売いん周旋行為等取締条例案」に対する大阪地検ト部検事の見解等についての記録』

⁵² 前掲『売春に関する資料』所収年表1-11頁、拙稿「性売買問題とフェミニズム」

⁵³ 本会議第28号、「駐留軍軍人の子及び警察官に対する暴行事件と売春行為対策に関する緊急質問」

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangin/015/0512/01502270512028a.html>

つき、それらを正統化し、地方社会にも浸透していったのである。

第3章 女性の犠牲化

日本の売春禁止主義者たちの主観において、「売春禁止」は女性の人権を守るための正義であった。だが売春取締地方条例は、売春女性の犯罪者化を通して売春と性病の管理を強化するものあり、売春女性はさらに立場が弱められ、売春から解放されるどころか厳格な行政の管理、社会的な排斥、警察による虐待の対象となった。

売春廃絶でなく性病管理を指向する米国の禁止主義の本質は、米軍が自治体に売春を禁じるの条例を求め一方で集娼地区の設定を示唆・容認し、実質的に新しい公娼制度が各地に登場したという事実にも表れている。例えば大三沢町では53年中にも強硬なオフリミツ発令がくりかえされたため町ぐるみの街娼追放運動を展開し、戦々恐々として対策に取り組みねばならず、54年にも取締規定を強化するため条例を改正している。だがその一方、あるとき司令官が町議会議長の耳元に「名古屋の中村町にある遊郭街は遊ぶ場所として区切られているため、衛生管理と取締が実にうまく行き届いている。あのように特殊婦人のいる地帯を設定したら、町内で風紀問題を騒ぐことはないでしょう」とささやき、議長は早速、関係者を呼んで協議し、赤線地帯を設定したという⁵⁴。また藤原道子は前述の国会発言の中でこう述べている。52年6月に歩兵第24師団司令官が宮城県知事に対し、同年8月に第34連隊司令部司令官が静岡県知事に対し、「性病の責任を一方向的に日本側に押し付け、その対策の強化を双方協議の上で樹立することを指示」し、極東軍最高司令官が深く関心を寄せているとして、対策を迫った。その結果静岡県では1952年9月に米軍と日本側が折衝をし「御殿場地区性病対策大綱」を合意、売春女性に写真付きのカードを発行し、売春店には女性従業員が性病検診を受けたことを示す「健康の家」なる表示を掲げることになった⁵⁵。実質的な公娼登録と公認売春店である。このように自治体が米軍相手の女性に検診を受けさせ、証明書を交付して実質的に公娼化していた事例は多数あり、前章までに述べた小倉や千歳、また岩国市や奈良市など枚挙にいとまがない⁵⁶。かくして条例では売春が禁止されながら、公権力の統制下に売買春は続いたのである。

また、条例が売春行為と同時に買春行為をも禁止する両罰主義を採っていても、「運用の妙」によってほとんどの買春者は逮捕・処罰を免れ、しかも米軍は地位協定によって保護されていた。例えば埼玉県では、講和発効後、「外国人のみを対象とする現行条例は、本県の外国人に対する感情を誤解されるおそれがある」として「外国人」の限定をはずす条例改正を行った。それと同時に罰則は強化され、条文の上では両罰主義が採用された。ところが審議過程では、当局の側から「男も罰すべきであるとの見解もあるが、県内の場合相手の男には外国人が多く、矢張り取り締まり上困難な点がある」と断っている⁵⁷。実際、改正後に条例違反で逮捕された米軍人は存在せず、米軍買春は蔓延し続けた。1953年末県内末、警察が把握していた街娼は545名にのぼる。最も多いのは真っ先に条例を制定した朝霞、大和の両町で、両町に次ぐのが所沢市、豊岡町、入間川町など、いずれも駐留軍施設の周辺地区であった⁵⁸。

売春取締条例施行後の実態を岩国市から見てみよう。前述のように1951年6月に米軍からの圧力で条例を制定した岩国市では、1952年6月売春女性を抱える「ハウス」の業者たちが岩国市警察署と結びついて街娼の一部を保健衛生組合に組織した。兵隊の6割が性病にかかるとオフリミツが発せられると

⁵⁴ 「赤線地帯を設定」（三沢市立図書館所蔵資料綴り所収）

⁵⁵ 註(52)に同じ。なお平井前掲論文（1997年）の188頁にも詳しい。

⁵⁶ 米国型売春制度 千歳町、奈良市、岩国市

⁵⁷ 前掲『埼玉県議会史』551頁

⁵⁸ 前掲『埼玉県警察史』968頁

いわれており、業者と市当局は性病対策に情熱を注いだのである。同年から翌53年にかけて、市内の街娼は、保健所に登録して検診パスを受けている者が約800名、非登録の者が約500名と見積もられていた。検診料や治療費は女性の負担であり、登録している女性でも週二回の検診を忠実に受ける人は少なく、治療するまでパスが停止されるために治療費稼ぎに「闇の商売」をする人も多かった。警察の取締は業者を対象とせず、「街娼個々への虐待」が行われた。岩国基地の影響を調査した山川詮三は、「弱い者いじめの取り締まりだけが、売春等取締条例のすべてである」と、虐待を受けた女性たちの声を紹介している⁵⁹。

「二階で一人で昼寝している時、黙ってずかずか上がってきて、いきなり布団をめくるのです。その場合、警察官ではない、一人のみだらな男でしかないのです。そして、そこら中さがしまわって、外国たばこなどをみんな持っていってしまいました」

「わたしは何の理由も説明されなくて、いきなり留置場にぶちこまれました。そして公職的な数人の警官によって調べられたのです。髪をひっぱったり、腰がぬけるほどなぐったりしました。なぜわたしたちはこんなひどい目にあわなければならないのでしょうか」

「わたしは哀願戦術をしました。わあわあ泣いてたのんだら、許してくれましたが、とにかく、泣きの一手に限ります」⁶⁰

このような売春取締地方条例の運用の実態は各地の条例審議過程から予測のついたことであり、それが現実となった時点では各地の実状を調査すれば把握できたことであった。だが売春禁止法制定運動のリーダーたちはその実態を把握しないまま、禁止主義をより徹底し売春女性をいっそう厳格に処罰する法の制定こそが正義であると信じた。売春女性たちは、「安全な買春」を求める米軍のみならず、日本人の禁止主義者たちの信念によって犠牲化されたといわねばならない。

終わりに

売春取締地方条例は、戦前来の「密売淫」を犯罪とする法律が消失しながら売春禁止法が未だ成立していなかった期間に地方自治体が採用した、売春禁止法の代替措置であった。性病予防法だけを根拠に容疑者を強制的に逮捕し性病検診を強要することは、人権侵害のそしりを免れなかった。このそしりを免れるためには、売春行為が犯罪となる法的根拠をつくる必要があった。換言すれば、売春取締条例は、売春容疑者の身柄を拘束し性病検診を強制するという公権力の人権侵害を合法化するために制定されたのである。

占領米軍が自治体の長に売春を犯罪化する条例の制定を示唆し圧力を加えていたことは、自治体議事録などから明白である。全国最初の条例を制定した宮城県議事録には、占領米軍が県当局に条例の制定を強く求め、米本国の条例案を参考にしよう用意していたことが明らかにされている。米国は第一次大戦に際して国家をあげて売春禁止主義を採り、軍隊を性病から護るために軍に売春禁止地区を指定する権限を与え、その後、売春を取り締まる州法を続々と制定することによって国内の売春と性病を統制する政策を追求してきた。占領米軍はかかる「アメリカン・プラン」を日本でも執行したのである。

⁵⁹ 前掲『基地日本』176-184頁

⁶⁰ 同前183頁

朝鮮戦争の勃発で米軍の朝鮮出動を支えた基地周辺では売買春と性病が蔓延し、売春女性に対する取り締まりの徹底が要求される中で各地に続々と条例が制定された。朝鮮戦争最中に連合国の対日講和が成立したが、講和条約と同時に日米安保条約が結ばれたため占領が解除された後もなお基地売買春は続き、日米合同委員会の下で基地売春の取り締まりに関する日米協力が制度化され、基地を抱える各地の自治体で条例制定が続いた。

多くの自治体議会が軍事的政治的圧力とオプリーミッツという経済的圧力に屈して条例を制定したが、条例の文面上で売春一般が禁止され、しかも両罰主義が採られていてさえも、実際の運用では街娼だけが対象になることが、関係者に合意された「運用の妙」であり「了解事項」であった。売春取締条例制定の一方で、市町村による集娼地区の新設や米兵相手の売春女性に対する性病検診受診証明書の発行など、米軍用の新公娼制度が組織されていた。両者は矛盾ではなく、相互補完しあい売春女性を公権力に隷属させた。

売春禁止政策はたんに米軍が日本に強要して押しつけたのではなく、「アメリカン・プラン」を信奉する「進歩的」日本人が禁止主義を内面化し、米国からの示唆を歓迎して中央における売春禁止法と地方における売春取締条例の制定を推進したという事実も重大である。戦前から廃娼運動を担ってきたキリスト教関係者や市民的な女性団体、日本社会党などの「進歩的」勢力は、内々の「了解事項」でしぶしぶ米軍側の要求を容れた「保守的」勢力とは異なり、米国の売春禁止主義を文明国たる証であるかのように見なし、追随した。かような売春禁止主義者の運動は地方市民の売春女性排斥意識を励まし、正統化した。

このようにして売春取締地方条例は売春防止法制定の前年までに全国64を数えるにいたり、法律不在の急場をしのぐ代理の役割を果たしたのみならず、売春女性が犯罪者として扱われ人権を侵害されることを当然とみなす意識を日本社会に広く浸透させ、売春を禁じる国法への道をしきつめたのである。